

令和 8 年度 第 1 回
栄養機能食品に関する検討会
議 事 録

消費者庁食品表示課

○事務局 それでは令和8年度第1回栄養機能食品に関する検討会を開会させていただきます。私は本検討会の事務局を務めさせていただきます株式会社ビズアップ総研の麦島です。どうぞよろしくお願いいたします。開催に当たっての注意点を御案内します。本会はリアルタイムでウェブ配信をしております。報道関係の方は会場で傍聴されており、冒頭部分は写真撮影可となっておりますので、御了承ください。併せて、記録のために配信画面を録画させていただいていることを御了承ください。

続きまして、構成員の紹介をさせていただきます。お手元の資料にも記載しておりますが、五十音順に御紹介させていただきたいと思います。公益社団法人 日本栄養士会 常務理事 阿部 絹子構成員、東京農業大学 総合研究所 参与・客員教授 石見 佳子構成員、一般社団法人 健康食品産業協議会 会長 川久保 英一構成員、一般財団法人 食品産業センター 参与 河野 浩構成員、一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長 郷野 智砂子構成員、淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 准教授 坂口 景子構成員、東京大学 名誉教授 佐々木 敏構成員、一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長 村尾 芳久構成員、一般社団法人 Food Communication Compass 代表 森田 満樹構成員。なお、坂口構成員はオンラインにて、遅れての御参加となっております。また、佐々木構成員は、遅れての御参加となっております。続きまして、参考人の紹介をさせていただきます。関西大学 名誉教授 吉田 宗弘参考人、日本栄養大学 栄養学部 教授 上西 一弘参考人。なお、上西参考人は御都合により御欠席となっております。続きまして、消費者庁の出席者を御紹介いたします。井上審議官、食品表示課 宮長課長、食品表示課 保健表示室 今西室長、同じく保健表示室 松山課長補佐。以上でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、議事次第、資料1「令和8年度 栄養機能食品に関する検討会」開催要領、資料2 栄養機能食品における摂取をする上での注意事項について、参考資料1 食品表示基準（条文抜粋）、参考資料2 令和7年度 栄養機能食品に関する検討会 取りまとめ、以上でございます。構成員の皆様におかれては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、都度事務局にお申し付けください。

続きまして、本検討会の座長ですが、事務局としましては、令和3年度に消費者庁が行いました「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」において検討委員をお務めいただいた、東京農業大学 総合研究所 参与・客員教授 石見 佳子構成員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。御賛同いただける場合は、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。それでは、座長は石見構成員にお願いしたいと思います。石見座長は、お手数ですが、お席の移動をお願いいたします。それでは、以降の議事は石見座長にお願いしたいと思います。石見座長、よろしくお願いいたします。

○石見座長 それではただいま座長に御指名いただきました東京農業大学 石見でございます。活発な御議論どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に、資料1

について、消費者庁より説明していただきます。松山課長補佐よりお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。資料1「令和8年度 栄養機能食品に関する検討会」開催要領を御覧ください。第1趣旨の3段落目でございます。栄養機能食品につきましては、昨年度の検討会におきまして、栄養機能食品における栄養成分の下限值・上限値及び機能の文言を検討し、改正案を取りまとめました。今年度は摂取をする上での注意事項を中心に、我が国の栄養機能食品制度の見直しについて検討するため、消費者庁が開催するものでございます。続いて、第3スケジュール及び進め方を御覧ください。本検討会は令和8年度中に1回程度検討を行いまして、栄養機能食品制度についての見直しを行います。3ページを御覧ください。本検討会の構成員、参考人につきましては、昨年度から引き続き御参画いただいております。資料1については以上でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは議事1「栄養機能食品における摂取をする上での注意事項について」に入りたいと思います。資料2について消費者庁より説明していただきます。松山課長補佐どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは資料2 栄養機能食品における摂取をする上での注意事項につきまして、御説明させていただきます。資料2を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、スライド2ページ目でございます。栄養機能食品制度の概要でございます。まず栄養機能食品の定義についてです。栄養機能食品は対象となる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして府令に従い、当該栄養成分の機能の表示をする食品でございます。対象食品は消費者に販売される容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用生鮮食品です。対象者は限定しておりませんが、特定の対象に対して注意が必要な場合には、必要に応じて注意事項を表示することとしております。規定につきましては、栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、定められた下限値・上限値の範囲内にある必要があります。また、食品表示基準で定められた当該栄養成分の機能だけでなく、注意喚起表示等も表示する必要があります。それから、この栄養機能食品は、個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度となっております。

続いて、スライド3ページです。栄養機能食品に関する義務表示事項をまとめております。今年度の検討会では、義務表示事項の中の緑色のマーカーの部分、摂取をする上での注意事項について御議論いただきます。

スライド4ページです。栄養機能食品における「摂取をする上での注意事項」についてです。平成13年2月26日に薬事・食品衛生審議会より、いわゆる健康食品のうち、一定の条件を満たすものを保健機能食品と称することとし、その制度化に向けた詳細な規格基

準、表示基準等をまとめた「保健機能食品の表示等について」と題した報告書に沿って施策を講じることが適当との答申を受けまして、この栄養機能食品制度が創設されました。この「保健機能食品の表示等について」という報告書におきまして、「過剰摂取や禁忌による健康被害を防止する観点から、適切な摂取方法等を含めた注意喚起表示を義務づけること」が、表示で満たすことが必要な要件として示されていることから、摂取をする上での注意事項が義務表示事項となっております。摂取をする上での注意事項につきましては、制度創設以降、大きな改正は行われておりません。

スライド5ページです。現行の摂取をする上での注意事項を一覧にしております。摂取をする上での注意事項は、三つの文言に分類することができます。まず色が付いていない所、こちらは「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。」。これは全ての栄養成分に共通して表示される注意事項です。次に、緑色のマーカーが付いている部分、こちらは乳幼児・小児に対する注意事項でございまして、「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」という文言でございます。次にピンク色のマーカーが付いている部分は、特定の栄養成分に対する注意事項となっております。以上のように、摂取をする上での注意事項は大きく三つに分類することができます。

スライド6ページです。この点を踏まえまして、主な論点でございます。現行の摂取をする上での注意事項は、先ほど申し上げました三つに分類することができますので、それぞれについて検討したいと思っております。まず、全ての栄養成分に共通する注意事項について、こちらについては、栄養機能食品の摂取をする上での基本的かつ重要な注意事項でございまして、引き続き表示することとしてはどうかと考えております。次に乳幼児・小児に対する注意事項、この注意事項の対象となるのは、亜鉛、銅、マグネシウムでございまして、これにつきましては、設定背景を確認の上、日本人の食事摂取基準（2025年版）や各種資料を踏まえ、引き続き表示することとしてはどうかと考えております。また、亜鉛、銅、マグネシウム以外に、乳幼児・小児に対する注意事項の対象となる栄養成分があるかについても検討したいと思っております。三つ目、特定の栄養成分に対する注意事項、この注意事項の対象となるのは、亜鉛、カリウム、マグネシウム、ビタミンA、ビタミンK、葉酸でございまして、これらにつきましても、設定背景を確認の上、日本人の食事摂取基準（2025年版）や各種資料を踏まえまして、引き続き表示することとしてはどうかと考えております。それから四つ目でございまして、今回の検討に当たりまして、各栄養成分の注意事項を全体的に見渡してみまして、文言の修正を要すると思われるものがございましたので、その点について御提案をさせていただきたいと思っております。

続いて、スライド7ページ、検討方針でございまして。「摂取をする上での注意事項」の検討に当たりましては、現行の注意事項が、適切に摂取することや過剰摂取の回避のための注意事項として、現在のエビデンスとかい離が生じていないかどうかということがポイントになると考えております。そこで検討方針といたしまして、摂取をする上での注意事項

が設定された背景や根拠等を確認の上、日本人の食事摂取基準（2025 年版）や通知、指針、食品衛生基準科学研究の結果等を参考にしまして、枠内の一つ目です、背景、根拠等が現在も引き続いて使用できる場合は、引き続き表示することとします。次に背景、根拠等について、現在はそれらが確認できない場合や、現在の知見とは異なる場合は削除を検討することといたします。ただし、これまで表示されていた注意事項が削除されますと、当該注意事項については、今後は注意を要しないと受け止められる可能性があることから、削除に当たりましては、慎重に検討することといたします。そして四つ目、乳幼児・小児に対する注意事項におきまして、対象として追加すべき栄養成分があるかどうか検討したいと思います。

続いて、スライド 8 ページです。ここで食品衛生基準科学研究の結果の一部を御紹介します。今回の議論に関する主な結果でございます。まず一つ目は、栄養補助食品等の利用者は、非利用者と比べまして、ビタミンやミネラルの摂取量が多かったことが報告されております。また、栄養補助食品等の利用者におきましては、一部の栄養素について、その適切な摂取に寄与している可能性が示唆されたということも報告されております。また、二つ目は、栄養補助食品等の利用者のうち、1 日当たりの摂取目安量を確認している者が 84.2%であったということが報告されております。

それではスライド 9 ページ、ここから具体的な検討に入りたいと思います。まずは全ての栄養成分に共通する注意事項につきまして、注意の文言といたしましては、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。」となっております。これは平成 13 年の栄養機能食品の制度創設時から全ての栄養機能食品に表示が義務づけられております。また、冒頭に御説明しました「保健機能食品の表示等について」という報告書におきまして、「過剰摂取や禁忌による健康被害を防止する観点から、適切な摂取方法等を含めた注意喚起表示を義務づけること。」に従いまして、当該注意事項は、引き続き重要な事項であると言えます。それから、食品衛生基準科学研究の結果では、栄養補助食品等の利用者におきまして、多くの者で 1 日当たりの摂取目安量を確認しているということが報告されていることから、一日の摂取目安量を守るよう注意喚起することは重要であると考えます。以上より、全ての栄養成分に共通する注意事項は、引き続き表示する必要があると考えます。

次にスライド 10 ページです。乳幼児・小児に対する注意事項、「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」こちらについてです。対象となる栄養成分は、亜鉛、銅、マグネシウムです。亜鉛、銅、マグネシウムは平成 16 年に栄養機能食品の対象成分に追加されておきまして、この時に厚生労働省の通知において、留意点が示されております。そこで示された乳幼児・小児に対する注意喚起を行う理由といたしまして、上の枠内の太文字の部分、「乳幼児・小児については、当該成分は基本的に通常の食生活で満たされることから、あえてサプリメントと呼ばれる、錠剤やカプセル状の形状で補給・補完する必要性がない」ということが挙げられています。また、二つ目のポツのところでございます。

平成 15 年及び 16 年の食品安全委員会の評価におきまして、下の枠内の事項が示されております。一つ目、「栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである。」とございまして、銅や亜鉛につきましても同様に「乳幼児～小児が過剰に摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきである。」とされております。

また、スライド 11 ページでございます。日本人の食事摂取基準（2025 年版）を見てみますと、欠乏症について以下の記載がございます。亜鉛については、食事性亜鉛欠乏症は、亜鉛非添加の高カロリー輸液や経腸栄養剤での栄養管理時及び低亜鉛濃度の母乳を摂取していた乳児に報告されていること。銅につきましては、外科手術後に銅非添加の高カロリー輸液や経腸栄養剤を使用した場合や亜鉛補充療法を長期間継続した場合に発生しているということで、医療にかかっている場合などの限定的な条件が重なった場合には、欠乏症が発生し得ることから、通常の食生活を送ることができている場合には、欠乏症が見られることはまれであると考えます。また、マグネシウムにおきましては、通常の生活において、マグネシウム欠乏と断定できるような欠乏症が見られることはまれであると思っております。こうしたことから、乳幼児・小児におきましては、栄養成分の補給を目的とする栄養機能食品から亜鉛、銅、マグネシウムを摂取する必要はないと考えます。以上より、亜鉛、銅、マグネシウムにおいては、乳幼児・小児に対する注意事項は引き続き表示する必要があると考えております。この点につきまして、後ほど参考人の吉田先生より御意見をいただきたいと思います。

次にスライド 12 ページ、亜鉛、銅、マグネシウム以外に、乳幼児・小児に対する注意事項を表示すべき栄養成分があるかどうかという検討に当たりまして、まず 1 点目、平成 16 年以降、亜鉛、銅、マグネシウム以外に食品安全委員会から乳幼児・小児に対する注意喚起を促す栄養成分は示されておられません。一方で、当庁におきまして、令和 3 年度に未成年者におけるビタミン D を含む加工食品の摂取状況等に関する調査を行っておりまして、この調査の報告書において、以下の点が報告されております。1 点目、ビタミン D を含む加工食品を摂取している者のうち、約 1 パーセントにおいて、食事摂取基準で定める耐容上限量を超えていたことが報告されております。ただし、過大申告と思われる回答であっても、除外せずに集計した結果でございますので、この結果の解釈に留意が必要であるということも述べられております。そのため、平成 30 年、令和元年国民健康・栄養調査における国民のビタミン D の摂取状況と日本人の食事摂取基準を見ますと、食事摂取基準において設定されているビタミン D の値は目安量が設定されております。国民健康・栄養調査の結果と単純に比較をすることは難しいのですが、参考として見てみますと、目安量を満たさない者が一定数存在している状況でございます。以上を踏まえますと、ビタミン D においては、乳幼児・小児に対する摂取を避ける旨の注意事項の表示の必要性は低いと考えられることから、乳幼児・小児に対する注意事項の対象にしないこととすること

を考えております。

次にスライド 13 ページ、ここからは特定の栄養成分に対する注意事項についてでございます。亜鉛の注意事項は、「亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。」でございます。これについては、日本人の食事摂取基準（2025 年版）におきまして、亜鉛と銅の関連について枠内の記載、大量の亜鉛の継続的摂取は、銅の吸収阻害による銅欠乏をもたらすことが示されておりまして、亜鉛の過剰摂取は銅の吸収阻害に対する影響が大きいと言えます。以上のことから、亜鉛についての注意事項は引き続き表示することとしたいと考えております。この点につきましても、後ほど参考人の吉田先生より御意見をいただきたいと思います。

続いて、スライド 14 ページ、カリウムについてでございます。カリウムの注意事項は、「腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。」です。カリウムを栄養機能食品の対象成分に追加する際に、以下の考え方が示されております。一つ目は、疾病に罹患している場合、代謝に変化が生じ、健康な者と同等の栄養成分の機能が得られない等の可能性があることから、疾病に罹患している人に対しては、注意喚起が必要であること。二つ目は、腎機能が正常であり、特にカリウムのサプリメントなどを使用しない限りは、過剰摂取になるリスクは低いと考えられる。ただし、腎機能が障害されている場合には摂取量に注意が必要であるということがございます。また、日本人の食事摂取基準（2025 年版）におきましても、腎機能障害や糖尿病に伴う高カリウム血症に注意する必要があるとの記載がございます。以上のことから、カリウムについての注意事項は、引き続き表示する必要があると考えます。

続いて、スライド 15 ページ、マグネシウムについてです。マグネシウムの注意事項は、「多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。」でございます。この点について、日本人の食事摂取基準（2025 年版）においては、マグネシウムの過剰摂取によって起こる初期の好ましくない影響は下痢であるということの記載がございます。このため、マグネシウムについての注意事項は、引き続き表示する必要があると考えます。

続いて、スライド 16 ページ、ビタミン A についてです。ビタミン A の注意事項は、「妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。」となっています。これにつきましては、平成 7 年に当時の厚生省から「妊娠 3 か月以内又は妊娠を希望する女性におけるビタミン A 摂取の留意点等について」という通知が出されておりまして、その中で非妊娠時及び妊娠前半期内においては、特にビタミン A を含有する健康食品やビタミン A を高濃度に含有する食品等の継続的な多量摂取により、ビタミン A を過剰摂取しないよう周知徹底すること。また、過剰摂取されることのないよう必要な表示を行う等、指導を行うことが示されております。また、平成 21 年に食品安全委員会が作成したパンフレット、「お母さんになるあなたと周りの人たちへ-妊娠の前から気をつけたい食べ物のこと-」において、ビタミン A は「摂り過ぎに注意」としています。加えまして、日本人の食事摂取基準（2025 年版）においては、ビタミン A の過剰摂取による臨床症

状として、胎児の奇形との記載がございます。以上のことから、ビタミンAについての注意事項は引き続き表示する必要があると考えます。

続いて、スライド 17 ページ、ビタミンKについてです。ビタミンKの注意事項は、「血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。」です。ビタミンKを栄養機能食品の対象成分に追加する際に、疾病に罹患している人に対しては、注意喚起が必要であるということが示されております。また、当時実施いたしましたパブリック・コメントにおける消費者庁の考え方といたしまして、ビタミンKは医薬品との相互作用が広く知られており、対象者が相当程度に広範囲であると見込まれることから、当該注意事項を規定したことが示されております。現在の血液凝固阻止剤の処方数量を踏まえましても、対象者が相当程度に広範囲と言える状況であると考えますので、ビタミンKの注意事項は引き続き表示する必要があると考えます。

続いて、スライド 18 ページ、葉酸でございます。葉酸の注意事項は、「葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。」です。これについては、まず日本人の食事摂取基準（2025 年版）においては、胎児の神経管閉鎖障害の原因は葉酸の不足だけでなく複合的なものであること、葉酸のサプリメント又は葉酸を強化した食品の利用だけで、その発症を予防できるものではないことなどが示されております。また、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針 解説要領」においても、神経管閉鎖障害は葉酸不足だけが原因で起こるものではありません。葉酸のサプリメントを摂取しただけで、必ず予防できるというわけではありませんといった記載がございます。以上のことから、葉酸を強化した食品の利用だけで胎児の神経管閉鎖障害が予防できるものではないということの注意喚起というのは、引き続き表示する必要があると考えます。ここまでの特定の栄養成分に対する注意事項についての検討でございます。

次にビタミンAとマグネシウムについて、特定の栄養成分に対する注意事項であることを明確にするという観点から、現行の摂取をする上での注意事項に栄養成分名を追記することを御提案したいと思います。亜鉛と葉酸は注意の文言におきまして、「亜鉛の摂り過ぎは」ですとか「葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが」など、注意事項の文言の中に栄養成分名が含まれております。一方で、ビタミンAとマグネシウムにおきましては、注意事項の文言の中に栄養成分名がございません。そこでスライドに例を二つ挙げております。まず上の方です。ビタミンAについてです。例 1 といたしまして、一つの食品でビタミンAとビタミンCを含む栄養機能食品において注意喚起表示を行う場合を考えます。上の表のビタミンAの現行を御覧ください。現行のビタミンAの注意の文言は、共通の注意事項に続いて、「妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。」となっています。ビタミンCの注意の文言は、共通の注意事項のみでございます。これらを一つの製品で表示をすることとしますと、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量

を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。」となりまして、妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は何の過剰摂取にならないよう注意すべきなのかが分かりません。そのため、ビタミンAの注意の文言につきまして、上の段の表の右側です、赤字部分になります。読点と「ビタミンAの」を追記することを御提案したいと思います。複数の栄養成分が含まれる栄養機能食品であっても、その注意の文言が特定の栄養成分に対する注意事項であるということが明確になり、今回の場合は妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、ビタミンAの過剰摂取にならないよう注意して食品を選択することができると考えます。マグネシウムにおきましても同様で、注意の文言にマグネシウムの栄養成分名がないことから、何を多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあるのかが分かりません。このため、下の表の右側にございます赤字の部分で、マグネシウムの注意の文言に「マグネシウムを」を追記することを御提案いたします。ここまでが検討内容でございます。これまでの御説明を踏まえまして、次のスライドでございます。改正案を一覧にお示ししています。表の右側、太枠で囲んでいる方が改正案でございます。改正の内容としましては、まず一つ目がマグネシウムについてです。赤字で書いてある所でございます。マグネシウムの注意の文言に「マグネシウムを」というのを追記することを御提案いたします。二つ目はスライド 21 ページ目でございます。ビタミンAにおいて、読点と「ビタミンAの」を追記することを2か所目の改正としまして、こちらを御提案したいと思います。資料2の説明は以上でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは議事1、「栄養機能食品における摂取をする上での注意事項について」ですが、まずは、「全ての栄養成分に共通する注意事項」について御議論いただきたいと思います。資料2で言いますと9ページになります。「全ての栄養成分に共通する注意事項」について、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。」という共通事項になります。阿部構成員お願いします。

○阿部構成員 こちらに関しましては、健康食品、いわゆる健康食品も含めまして、やはり食品であるということをしっかりと明確にするべきで、薬とは違うという意味で、この健康食品自体は一般の食事を補完したりサポートしたりするという意味から、これは必ず必要ではないかと思しますので、事務局の案でよろしいかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。この文言については引き続き重要であるという御意見でした。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○森田構成員 私もこの文章は引き続き表示をすることに賛成です。機能性表示食品やト

クホと比べましても、この二つをピチッと義務づけているのは栄養機能食品だけです。例えばトクホだったら、「1日の摂取量を守ってください」というのはありますが、多量摂取のことは書いていないです。機能性表示食品に関しては、多量摂取という関連の注意喚起はありますが、「1日の摂取量を守ってください」というのはないのですよね。ですから、この二つがきちんと揃っているというのは、栄養機能食品が制度創設の時に二つをこのように作ったということはとても素晴らしいことだと思います。それは継続として二つきちんと書いていただきたいというふうに思います。

○石見座長 御意見ありがとうございます。引き続きこの文言は必要だということでございます。ウェブからの御質問、御意見などありますでしょうか。特にないということで、よろしいでしょうか。

○郷野構成員 全国消団連の郷野です。事務局案の方向性に賛成でございます。限られた表示スペースの中で、消費者にとって本当に重要な情報が分かりやすく伝わっているかという観点はとても大事ですし、引き続き大切にしていこう必要があると思っております。中でも「1日の摂取目安量を守る」、「多量摂取しても健康の増進はない」ということが書かれている、過剰摂取への基本的な注意を適切な文言で明確に示すということは非常に重要だと思っております。このまま載せていただくことに賛成でございます。

○石見座長 御意見ありがとうございます。その他、特に反対意見はございますか。皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これは事務局案そのまま、引き続き表示するという御意見をいただきました。ありがとうございました。続いて、乳幼児・小児に関する注意事項について御議論いただきたいと思います。まずは、本日御欠席の上西参考人からマグネシウムについて御意見をいただいているとのことですので、消費者庁から紹介していただきたいと思います。松山補佐よろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それではマグネシウムにおきまして、乳幼児・小児に対する注意事項が必要であるということについて御意見をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。「通常の食品以外からのマグネシウムの過剰摂取は「下痢」を誘発する可能性があります。実際に、マグネシウムは下剤として使用されています。したがって、食事摂取基準では耐容上限量は示されていませんが、乳幼児や小児では、マグネシウムを添加した製品の使用は避けることを勧めます。」御意見は以上です。

○石見座長 ありがとうございます。マグネシウムについていかがでしょうか。今、上西参考人から御意見ありました。よろしいでしょうか。過剰摂取というのは、乳幼児・小児は特に注意が必要かと思っておりますので、マグネシウムについては、事務局案の表示を引き続

き採択するということによろしいでしょうか。ありがとうございます。続いて、資料2の10ページから12ページ、乳幼児・小児に対する注意事項、亜鉛と銅について議論に入りたいと思います。まず吉田参考人から御意見をお願いいたします。

○吉田参考人 亜鉛と銅でございますが、11ページの所に食事摂取基準に関して亜鉛と銅のことが記載されているかと思えます。この中で特に、乳児に関する部分ですね。亜鉛の摂取不足によって、亜鉛欠乏が起こる、そういった赤ちゃんが存在するということは、確かに事実でございます。ただし、こういったケースというのは、先天的に亜鉛の吸収がうまくいっていないお母さん、あるいは母乳の方に亜鉛が十分出ないというお母さんがいらっしゃると思いますので、そういう極めて特殊なケースであります。また、銅不足も外科手術の後などのお話ですので、いずれも栄養機能食品が対象と考えております健全な人を対象にしたものでございませぬ。こういった方々は、医師の判断によって適切な措置がなされるべきであるかと思えます。小児というのは非常に感受性も高い年齢層でありますので、亜鉛と銅に関しましては引き続き、「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」という表示を続けるべきであろうと判断しております。以上でございます。

○石見座長 ありがとうございます。それでは吉田参考人の御意見を踏まえまして、資料2の10ページから12ページ、乳幼児・小児に関する注意事項について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○吉田参考人 よろしいでしょうか。12ページのこの亜鉛、銅、マグネシウム以外の部分については、これから取り扱われるのか、あるいはここで意見を申し上げていいのかどちらでしょうか。

○石見座長 12ページにありますので、ビタミンDについてもお願いいたします。

○吉田参考人 ビタミンDだけではなくて、食品安全委員会から何年か前にこういった栄養機能食品も含む健康食品に対しての提言が出ておりまして、その中では、乳幼児・小児に対しての摂取についても注意をするようにというようなことが書かれていたかと思えます。今回の消費者庁の提案に対して反対することではございませんけれども、先ほど亜鉛と銅とマグネシウムについての小児等に対する注意喚起、食品安全委員会の報告書にあると申されたのですが、実はこれは食品安全委員会がこういったものを全て横並びで評価したのではなくて、たまたまこういったものを含む物質に対しての評価、これは事業者側からの要請ではないと行いませんので、たまたまそういった評価の依頼があって行ったものでございます。例えば鉄に関しましても、今後、鉄化合物について、添加物としての申請があった場合に、おそらくこういった承認に対する注意喚起の報告が付けられるもの

と、私自身は推定しております。ですので、ちょっとここは一つの提案、あるいはお願いではありますが、仮に食品安全委員会等から、そういった新たに注意喚起を表示するような報告書が出た場合に、ここに書きましたような、摂取を避ける旨の注意事項を表示するかどうかということについて、消費者庁の方で、また御判断いただきたいというふうな、自動的に付けるかどうかはまた別の話だと思いますけれど、そういったことに常に注意を払っていただいて、付ける必要があるのであれば、消費者庁の方で判断して付けていただく。いちいちこういった会を開くのも大変ですので、消費者庁の方にそのあたりをお任せできるというようなことができればいいかなというふうに考えておりますので、また消費者庁でそういったことについて御検討いただければと思います。これはあくまで私の感想めいた意見でございますので、今回の御提案に対して異議を唱えているのではございません。以上でございます。

○石見座長 ありがとうございます。今後、食品安全委員会に申請があった場合、またその申請について注意喚起が必要であるというふうに指摘があった場合は、消費者庁の方でも再考していただきたいという御意見でした。それでは今の吉田参考人の御意見も含めまして、10 ページから 12 ページまで乳幼児・小児に対する注意事項について御質問、御意見お願いいたします。郷野構成員お願いします。

○郷野構成員 ありがとうございます。私も「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」の表示につきましては、継続に賛成です。ただ、この表示がない場合に、成人と同様に考えてよいというような誤解につながらないようにするという視点も重要だと思っております。例えば、難しいことは承知で申し上げますが、「乳幼児・小児の摂取は注意してください」の文言を書き添えるなどの表示の工夫であるとか、それが難しい場合には、丁寧なコミュニケーションを通じて補完をしていただければと思っているところです。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。特にそのようなことを記載した方が良いという栄養成分があるということではなく、これ以外のものについても乳幼児・小児については注意してくださいという、そういう心構えというか、制度であるということを周知していただきたいという御意見でよろしいでしょうか。

○郷野構成員 そうです。この文言がないことで、成人と同様に摂ってもいい、乳幼児に関して、注意しなくてもいいというように捉えられないよう、大人とこどもはやはり違いますので、そのことがきちんと消費者に、保護者の方に、伝わるような工夫が必要ではないかというところです。

○石見座長 ありがとうございます。それでは事務局お願いいたします。

○松山課長補佐 御意見ありがとうございます。まずは注意事項に含める場合の考え方といたしましては、今回の検討に当たってもそうですが、こういった注意事項が必要で、それがどういう背景、根拠をもって注意事項として含まれているかということが大事になってくると思っております。そのため、今表示されている栄養成分と同等程度の根拠が得られる場合には検討に当たると考えております。ただ、今御指摘いただきましたように、こどもがどのように摂取するのかという観点、これは栄養機能食品の活用の方法ですか、摂取の仕方とか、そういったところで啓発していく部分であると考えますので、今後の参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 御意見ありがとうございました。その他乳幼児・小児について御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。川久保構成員お願いします。

○川久保構成員 JAOHFA（健康食品産業協議会）の川久保でございます。乳幼児・小児に関するこの文言についての意見というのは、合意というか、変えてくださいということではありません。後学のために教えていただきたいと思い御質問したいのですが、この亜鉛と銅に関しては、欠乏症の方は実際にいらっちゃって、その人はもう医療機関にかかっているものなので、栄養機能食品としての摂取というのは必要ではない。だから避けてくださいという文言を書くということで、もうこの人たちは後天的なものもあるけれども、その医療機関の中では、亜鉛・銅はしっかりと補充をされているという認識でよろしいのでしょうか。

○石見座長 吉田参考人お願いいたします。

○吉田参考人 特に亜鉛に関しては、医療機関において、特に赤ちゃんですが、亜鉛欠乏症ということが判明すれば、速やかに亜鉛剤の投与が行われているというふうに承知しております。銅に関しては、こどもの欠乏症の症例というのは私もあまり存じ上げておりませんので、主に成人に対して、外科手術後の高カロリー輸液の中に銅が入っていなかったとか、そういったケースでありますので、これももうすでにカロリー輸液の中に銅がちゃんと含まれるようになっておりますから、事前に予防できていると考えますし、仮にそういった症状が出た場合には、速やかに投与が行われているということなので、そういった方がこの栄養機能食品を摂取するという形にはならないだろうと思います。

○川久保構成員 分かりました。ありがとうございます。

○石見座長 御質問ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にウェブでもございませんでしょうか。ありがとうございます。その他何か一言、言っておきたいということはありますでしょうか。それでは乳幼児・小児に関する注意事項については、事務局の御提案どおり、注意事項につきまして、引き続き表示するということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは引き続きまして、特定の栄養成分に関する注意事項について御議論いただきたいと思います。こちらについても上西参考人から御意見をいただいているとのことですので、消費者庁から紹介していただきます。松山補佐、どうぞよろしくお願いいたします。

○松山課長補佐 それではマグネシウムとカリウムにおきまして、特定の栄養成分に対する注意事項が必要であることについての御意見をいただいておりますので、御紹介いたします。「マグネシウムは下痢を起こす可能性があること、カリウムは腎機能が低下している場合には摂取量を増やさないようにすることが大切であり、摂取に関しての注意喚起が必要です。」御意見は以上です。

○石見座長 ありがとうございます。それでは今の御意見、さらに亜鉛に関して、吉田参考人から御意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

○吉田参考人 亜鉛の過剰摂取の影響というのは、ほとんどが銅の吸収阻害に起因するものであります。多くの場合は、血清中の銅の濃度が下がってきているということで把握されることが多いかと思います。具体的には、例えば味覚障害等、医療機関から亜鉛製剤を投与されているケースにおいて、確かに血清中の銅の濃度が下がるというケースは報告されております。そういった場合、医療機関によって適切に管理がなされておきまして、そういった場合には、医療機関の方で銅の製剤というのは適切なものがあまりございませんので、ここでお示しの栄養機能食品が利用されたり、あるいは銅を大量に含むココアであるとか、あるいはピュアチョコレート、そういったものを与えることによって銅の不足を補うことが実際なされております。ですので、一般の方が、個人の判断で亜鉛を継続的に、特に亜鉛の栄養機能食品を大量摂取いたしますと、銅の吸収阻害が起こり血清中の銅の濃度が下がる、あるいはSOD（スーパーオキシドジスムターゼ）の活性が下がるということは実際ございます。亜鉛を大量に摂取しなければいけないケースというのは医療の問題でございますので、栄養機能食品としては、こういった過剰摂取による障害については明記しておいた方がよろしいかと思います。以上でございます。

○石見座長 御意見ありがとうございました。それでは今の上西参考人、吉田参考人の御意見を踏まえまして、資料2の13ページから18ページ、特定の栄養成分に関する注意事項について御質問、御意見があればお願いいたします。まず亜鉛についての注意事項ですが、「亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。」。今、吉田参考人からこの表示は必要であるという御意見をいただきました。構成員の先生方がでしょうか。よろしいでしょうか。特に反対意見はございませんでしょうか。

それでは14ページでカリウムについてです。カリウムについては、「腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。」ということで、上西参考人からも御意見がありましたとおり、特に高齢者では腎機能障害や糖尿病に伴う高カリウム血症に注意する必要があるということもありますので、事務局の提案としては引き続き注意事項として表示するということが示されております。構成員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。カリウムについては非常に重要な注意事項と考えます。それでは特に反対御意見ないようでしたら、カリウムについてこの文言を引き続き表示することといたします。

そして次に15ページですね。マグネシウム、「多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。」ということで、先ほど乳幼児・小児のところでもお示しいただきましたマグネシウムについては、食事摂取基準におきましても、過剰摂取により下痢等の発症があるということで、軽度の一過性の下痢も起こることがあるということで、引き続き注意事項として表示することとしてはいかがかということでございます。マグネシウムについていかがでしょうか。よろしいですか。特に反対御意見なければ、引き続き表示することとしたいと思います。ありがとうございました。

それでは16ページのビタミンAについてです。特定の栄養成分に関する注意事項について、ビタミンA、「妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。」ということで、先ほど事務局から御説明がありました。ビタミンAについていかがでしょうか。御意見ある構成員の方お願いいたします。よろしいでしょうか。食事摂取基準においても、その記述があるということでございます。ビタミンAの過剰摂取による臨床症状について、肝臓障害、骨密度及び骨折、脂質代謝、胎児の奇形、乳児では泉門膨隆及び頭蓋内圧亢進が挙げられるということでございます。特に高齢者でビタミンAのサプリメントを摂取すると、骨密度が低下するという報告を読んだことがあります。その点については、佐々木先生いかがですか。何かコメントありましたらお願いします。

○佐々木構成員 日本人での報告ではおそらくないですね。ですので、どれくらいのビタミンAで、そしてその他の栄養素との関連がどれくらいあるのか、おそらくまだあまり分かっていないということで、その点は特に指摘または強調する必要がないのかなという

ふうに考えます。

○石見座長 ありがとうございます。特に高齢者での注意喚起は必要ないということでございます。その他御意見いかがでしょうか。よろしいですか。ビタミンAにつきまして、「妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。」ということを引き続き表示するということにしたいと思います。

引き続きまして、ビタミンKでございます。「血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。」ということでございます。この点について御意見、コメントありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ビタミンKにつきましては、ワーファリン等を服用している方に注意喚起が必要であるということは、医療機関でも、一般の方でも、実際に服用している方は御存じであることですが、栄養機能食品につきましてもビタミンKを栄養機能の成分とする場合はこの注意喚起が必要であるということでございます。それではビタミンKにつきましてはの注意事項は、引き続きこのとおりで表示していくこととさせていただきます。

続いて、18 ページを御覧ください。特定の栄養成分に対する注意事項について、葉酸でございます。「葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。」という表示です。この表示について御意見、コメントがありましたらお願いします。いかがでしょうか。妊娠を計画している人は、葉酸 400 μ g/日ということが食事摂取基準でも推奨されているわけですが、多量摂取によって更に発育がよくなるものではないという注意事項でございます。よろしいでしょうか。これも必要だということで、葉酸についての注意事項は引き続き表示するということといたします。

それでは、19 ページ、栄養成分の追記について御議論いただきたいと思います。ビタミンAとマグネシウムが該当いたします。例1としましては、ビタミンAの例でございます。ビタミンAの注意事項に関しまして、ビタミンAという文言が入っていないので入れてはどうか、また、例えばビタミンAとビタミンCの併用に該当する栄養機能食品があった場合に、どちらの栄養成分の文言か分からないということで、ビタミンAに関しましては、右側の改正案、「、ビタミンAの」という文言を入れるということでございます。まずビタミンAについていかがでしょうか。この「、ビタミンAの」を入れるということでよろしいですか。特に意見はないということで、ありがとうございます。それでは例2です。一つの食品で亜鉛とマグネシウムについて注意喚起表示を行う場合ということで、マグネシウムについては、左側が現行でございます。「マグネシウムを」という文言が入っていないですが、右側の改正案では「マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。」というような表現になっております。また、亜鉛とマグネシウムを両方含む栄養機能食品におきましては、現行ですと、何を多量に摂取すると下痢になるのかということが分かりませんので、右側の改正案では「マグネシウムを」という文言を入れる

ということでございます。この提案につきまして、構成員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。特に反対意見はございませんでしょうか。ありがとうございます。森田構成員をお願いします。

○森田構成員 反対意見ではないですけれども、この注意喚起の表示の中で、「本品の摂取を避けてください。」というのが、ほかにもカリウムとかマグネシウムとか、それからビタミンKでも出てくると思います。例えば血液凝固剤を服用している方は、ビタミンKとの相互作用があるということで「摂取を避けてください。」です。そういう情報提供という意味で、「本品の摂取を避けてください。」という文言は、この三つに関しては、もう摂取を避けるので、特に説明がないというようなことでしょうか。例えばここに「ビタミンKの」という文言を特に入れないというような理解でよろしいでしょうか。

○石見座長 ありがとうございます。それでは松山補佐をお願いします。

○松山課長補佐 御質問ありがとうございます。カリウムとビタミンKにつきましては、「本品の摂取を避けてください。」ということで、特段、栄養成分名がないという御意見をいただきました。この点につきましては、「摂取を避けてください」と示せるものとしたしましては、あくまでもその栄養機能食品の摂取を避けてくださいということの注意喚起であり、栄養成分そのものの摂取を避けてくださいという注意喚起ではございません。栄養機能食品としてその栄養成分が含まれている食品であれば、避けていただきたいということの表示であり、「避けてください」と言えるのは、その栄養成分を避けてくださいというようなことではなく、あくまでも本品の摂取を避けてくださいということで整理しています。

○森田構成員 分かりました。ありがとうございます。

○石見座長 御意見ありがとうございます。その他いかがでしょうか。全体につきまして御意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、ただいま御議論いただきました、摂取をする上での注意事項の改正案につきまして、松山課長補佐にまとめていただきます。よろしくをお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは、本日の検討会での議論を踏まえまして、現行の摂取をする上での注意事項から変更になるものについて、その改正案を整理させていただきます。資料2のスライド20ページを御覧ください。まずマグネシウムでございます。マグネシウムにおいては、現行の注意の文言に、「マグネシウムを」を加えまして、改正案としたしましては、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものでは

ありません。マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」となります。

次にスライド 21 ページを御覧ください。ビタミン A でございます。ビタミン A におきましては、現行の注意の文言に、読点と「ビタミン A の」を加えまして、改正案は、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、ビタミン A の過剰摂取にならないよう注意してください。」となります。以上でございます。

○石見座長 おまとめありがとうございます。それでは摂取をする上での注意事項は改正案のとおりといたします。御議論ありがとうございます。

それでは、構成員の皆様から議事 1 全体を通して、もし御意見がありましたらお願いいたします。川久保構成員お願いします。

○川久保構成員 川久保でございます。その他の意見として、四つほど意見をさせていたいただきたいと思っております。まず一つは実務的なところですが、前回の検討会及び今回の検討会によって変更が生じて改正が行われると思います。栄養素等表示基準値の改正が前にありましたので、経過措置期間をなるべく取っていただきたいということのお願いです。今回できるだけ改正の実施を早く動かしていただいて、経過措置期間を 1.5 年ぐらいの担保をいただきたいと思えます。理由としましては、処方変更とかパッケージ変更とか、安全性の評価とかですね、今回の諸々の変更に基づいて、企業は商品を変更しなければいなくて、これを随時やっていくというのは難しいので、できればいっぺんに行いたいということもありまして、経過措置期間を長くしていただきたいというお願いです。そのためには改正を早くに、忙しく大変でしょうけれども、行っていただきたいというのは一つ要望でございます。

続きまして、栄養機能食品制度の見直しの期間をなるべく短く、長くならないようにした方がいいのではないかというお話です。今回、前回も含めて、検討に 20 年以上の時間を要したと思うのですが、前回から参加させていただいておりますが、この栄養機能食品制度というのは、消費者に栄養機能がどういうものであるか、今日の議論もそうですけれども、やっぱり摂り過ぎるとどういうふうの問題があるとか、その意味をしっかり教えてあげる必要がある大事な制度だと思います。そのためにも、なるべく、時代も早く進んでおりますので、タイムリーに検討するということが必要ではないかなと思います。それを要望させていただきます。

三番目ですけども、制度活用の消費者および事業者のリテラシー向上について、施策をお願いしたいと思っております。これもさっきとリンクしますけれども、消費者にどれだけこれが有用な制度であるのかということと、事業者にとってもこれをやるのが大切だと

いうこと、併せて、本来は使いやすい制度にすることが大事かなと思います。こういう点でも、消費者に対するリテラシーの向上と、事業者にもこの検討会の内容を含めて、もちろん JAOHFA もたくさんの事業者に今回のフィードバックもしますけれども、まず説明をしていただくなりして、なるべくリテラシーというものを上げていく努力をしていただいた方がいいかなというふうに思っておりますので、それをお願いしたいと思います。

四番目としては、保健機能食品制度を含めた健康食品全体としての表示の制度の在り方についてということで、栄養機能食品は、前回も言いましたが、上限値・下限値がしっかりと設定されていて、機能を書くことによって、その設定が発動されるという制度になります。逆を言うと、その機能を書かなければ、その用量の制限がないということになるんですね。海外から輸入したりとか、あるいはそういう機能を書かないのであれば、上限値・下限値を守らなくてもよいということもありますので、そういう点に関してはいかに是正していくことが必要かということはあると思います。しっかり制度を守った人の方が限られた上限値・下限値の中で商品を作らなければいけない、逸脱すればそれが摘発されるというか、罰せられることになってしまいますけれども、そうではないところは自由にできるというのはおかしい話でもありますので、そういう点もしっかりと対応をしていっていただきたいなと思っております。

今、お話しした話に関しては、もちろん消費者庁に全部お願いをするということだけではなくて、健康食品産業協議会としても分科会を持っておりますので、そういう中でもしっかりと、どういうものが良いのかということを検討してまいりますので、是非一緒にその点を活動させていただければというふうに思っておりますので、是非よろしく願います。

○石見座長 御意見ありがとうございました。今の川久保構成員の御意見につきまして、さらにコメントありましたら願います。阿部構成員願います。

○阿部構成員 栄養士会の阿部でございます。本当に川久保構成員のおっしゃっていることはそのとおりだと思います。その中でもやはり一番重要なものは、制度を活用していただくためのリテラシー向上だと思います。先ほど消費者と事業者とおっしゃいましたけれども、消費者はいきなりリテラシーを上げるということではできませんので、先ほど吉田参考人もおっしゃっていましたが、疾病のある方やあるいは治療されている方、そういう方たちも含めて、どういうふうな食生活を行ったらいいか、もしそれが通常の食生活で難しいのであれば、どういうもので補完して、よりその治療効果を高めるかというようなところにも使えるということ、先ほどお話を聞いて感じたところです。しかし、逆を言えば、そういう疾病のある方が指導なく使うことによって、疾病が悪化してしまうということもありますし、健康な方が使い方を間違えれば障害を起こすということもあり、使い方を間違えると何らかの影響が起きてしまうということは、健康な方だけでなく乳幼児も

ちろんそうですし、疾病のある方も皆さん同じです。その人、個人個人に対して、どのようにリテラシーを上げていけるかという時には、栄養士会とすれば管理栄養士・栄養士が医師や薬剤師や、あるいはその協会の方々と連携をしながらあらゆる場で対策をして、栄養機能食品が世の中できちんと正しく使われ、それによって国民の健康が向上すれば、よりその商品を作る価値が上がっていくと思います。そのために皆さんで課題を解決していかないといけないと思いますので、是非一緒にやっていければと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○石見座長 御意見ありがとうございます。川久保構成員よろしかったらどうぞ。

○川久保構成員 ありがとうございます。全くそう思っておりまして、教える人がたくさん増えても、何をもってそれを考えなきゃいけないかというものがないと、なかなか浸透しないと思うのですよね。そういった意味で、栄養の部分は栄養士さんとか食事をしっかり考えるところ、病院については、病院の先生方、薬剤師の方で、栄養機能に関してはそれだけではなくて、こういう栄養機能食品とかほかの保健機能食品もそうですけれども、そういうものが世の中に出ることによって、何に注意をしなければいけないのか、この成分はどういう効果があるのか、基本的には食品の成分ですから、消費者にたくさん教えてあげることが必要だと思うのです。それをしっかりとやっていくべきですし、企業としても、その商品を出すことで魅力がないと消費者の手に届けられませんので、そういうところで制度をうまく使いやすく、消費者に分かりやすく企業に使いやすい制度にしていくことっていうのは必要だと思っています。これ、保健機能食品全般に関わることです。特に栄養機能食品はダイレクトにそこをしっかりと言える部分もありますし、活用しやすく、消費者に分かりやすい制度ということは、これからやっていくべきですし、全体で協力してやらせていただきたいと思っています。

○石見座長 ありがとうございます。消費者庁から今の御意見に対して何かありますでしょうか。

○松山課長補佐 御意見いただきましてありがとうございます。今の御指摘いただいた点につきましては、栄養機能食品の観点から申し上げますと、栄養機能食品が現在の我が国のこの社会の中でどのように活用されているかですとか、消費者にとってこういったものとして認識されて選択されているのかですとか、そういったことによって左右される側面というのものもあるのかなというふうに思っておりますので、まずはこうしたことの把握に努めつつ、御指摘の点についても考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。栄養機能食品については、栄養成分の機能につい

て表示することができるのですが、栄養機能食品として栄養成分以外のいわゆるその他の健康食品に含まれる食品成分などが入っていることもあって、その点も非常に注意すべき点と考えております。事業者様におかれましても、そのような点について十分御注意いただければというふうに考えております。

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。吉田参考人お願いします。

○吉田参考人 極めて技術論的な話なのですが、昨年度、栄養機能食品の下限值・上限値について検討しました。これは国民健康・栄養調査の結果であるとか食事摂取基準の値のバージョンアップに対応した措置かと思います。今後もこれらは微細な変化が当然生じるわけですね。ところがなかなか融通が利かなくて、数値を変えるためにいちいちこういった検討会を開かないといけないというのもなかなかと思います。こういった下限値・上限値というのは、やり方はちゃんと明記されておりますので、その元になっております食事摂取基準の値が変わったとか、あるいは国民健康・栄養調査の結果が変わったとか、そういう場合に多分コンマなんぼのところの変更程度だと思いますし、これは販売される方もそこまでギリギリのものを作られてはいないかと思いますので、そういったことについては、消費者庁の方で、自動的と言い方がよろしくないかもしれませんが、ある程度消費者庁にそういった裁量があるという形にされた方がいいかなと思っております。消費者庁だけで判断できるものではないかと思いますが、いわゆる効率化と言いますか、無駄を省くためにも、そういったふうにされた方がよろしいかなと思います。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。松山補佐お願いいたします。

○松山課長補佐 御意見ありがとうございます。下限値・上限値のところにつきまして、下限値の改正に当たっては、栄養素等表示基準値の改正があって、それが栄養機能食品にも影響してくるということになりますので、そのあたりの改正の状況ということも踏まえながら、どうするのがよいのか考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございました。その他、森田構成員お願いします。

○森田構成員 2年にわたって、今回の栄養機能食品の基準を改正するという事で、客観的で最新のエビデンスに基づいて、昨年は下限値・上限値と機能の文言、今年は注意事項ということで、丁寧に議論できたということは良かったと思います。案がまとまった後、できるだけこれも早く進めていただきたいというふうに思っています。今回の会議を通して、各専門家の方々が、それぞれの成分をすごく精査して機能の文言を

見直しました。そして消費者に伝えるべき正確な情報を分かりやすく短い言葉で伝えるというのが、まさにこの栄養機能食品の肝でもありますし、それをこういうふうにオープンな形で議論できたというのは、とても素晴らしいことだと思っています。ビタミンとミネラルに対して、教科書的な内容を議論して、注意事項もそうだし、栄養成分の機能もそうだし、それを制度に落とし込んでいるという意味では、とても大事な制度だというふうに思っています。というのも、ビタミンとミネラルに関してはエビデンスが不確かな新しい情報がどんどん出てきて、コロナ禍の時もそうだったのですけれども、そういう情報と一緒に、栄養補助食品とかそういうものが売られていくという現状があったと思います。でも、この栄養機能食品はそうではなくて、きちんと専門家による機能の文言を定め、この部分は注意する、というところの議論がありました。もっともっと消費者の方に知っていただいて、そして事業者の方もその価値を一緒に認めていきながら、これが市場に出てくればいいというふうに思っています。というのは、乳飲料でカルシウムや葉酸等の栄養機能食品を飲む時、パックに書いてある文言が教科書みたいなのですよ。まず最初、「カルシウムは」から始まって、そして注意喚起表示で大事な過剰摂取のことと目安量を守るという記載があって、その後で葉酸の注意喚起事項が一つ出てくる。葉酸はこういうことがあるから気をつけましょうねと。注意事項で、葉酸というのはそういうことなんだということも分かるんですね。これらの表示ってかなり文字数が多いです。成分が多くなるたびに文字数も多くなります。けれども、まずそこをきっかけに調べてみようかなというふうに思いますし、そこに適切な情報があるということが、この商品、この制度のまさに意味だというふうに思っています。ビタミンとミネラルの有効性を伝えるということとともに、注意事項はリスクコミュニケーションの意味をすごく担っていると思いますので、今後どういうふうに普及啓発をしていくのか、専門家の先生もそうですけど、消費者団体も学習会などをしていきたいなと思います。一方、栄養補助食品と書かれているものは、先ほども川久保構成員からお話ありましたように、上限値も下限値もなく、注意喚起もなく、何も規制がないところでやれているものとは違うのです。そういうことも含めて、制度そのものも含めて、コミュニケーションの場というのが広がればいいと思っていますので、消費者庁も是非啓発をお願いいたします。

○石見座長 御意見ありがとうございました。では松山補佐、何かありますでしょうか。

○松山課長補佐 コメントありがとうございます。今いただいた御意見も、今後、私たちがこの改正案を取りまとめて、手続を踏んでいきますけれども、その後、この制度自体の普及啓発、その周知といったものに力を入れていかなければならないというふうに考えておりますので、参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。どうぞ。

○森田構成員 先ほど言い忘れたのですが、事業者も表示で様々な啓発をしていて、例えばその乳飲料は、1日の栄養素の必要量は性別、年齢によって異なることについて詳しくはこちらのサイトを御覧くださいと書いてあります。そして、食事摂取基準の年齢と性別の情報が二次元バーコードを読むと出てくるんですね。詳細を知る入口になっているなというふうにも思いまして、事業者の方のそういう努力もあるんだということもお伝えしたいと思いました。すみません。

○石見座長 ありがとうございます。その他、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは議事2「その他」として消費者庁からございましたらお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは私の方から今後の予定について御案内いたします。令和7年度の検討会で御議論いただきました栄養機能食品における下限値・上限値及び機能の文言、並びに本日の検討会で御議論いただきました摂取をする上での注意事項につきましては、今後、食品表示基準の改正に向けた手続を進めてまいります。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。それでは本日の議題は以上でございます。本検討会は1回の開催となりますので、閉会にあたりまして構成員の先生方、参考人の皆様から1分程度を目安に一言ずつ御発言いただきたいと思います。それではこちら側から、まず阿部構成員からお願いします。

○阿部構成員 本当に貴重な検討会に参加させていただきまして、ありがとうございます。先ほど申し上げましたけれども、この制度は、先ほど森田構成員もおっしゃってくれましたけれども、きちんと議論されているということを、今日もYouTube配信されていますけれども、議論を公にすることが非常に大事だなということは感じましたし、これで終わりではなく、皆さんもおっしゃっていましたが、これを国民のためにどう活用していくのかというところが、やっぱり最大の課題でもあり、この制度の目的でもあります。このようなことから栄養士会としても尽力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○石見座長 ありがとうございます。佐々木構成員お願いします。

○佐々木構成員 その前に吉田先生、たしか順番先だと思うので。

○石見座長 それでは吉田参考人お願いします。

○吉田参考人 微量のミネラルというのはこういう場でしかなかなか発言する機会がございませんので、こういったところに参加させていただいてどうもありがとうございました。あと、栄養機能食品について、私が以前から話したりするような健康食品のメーカーの方に伺いますと、なかなかメリットが感じられないということをおっしゃるんですね。ですから、先ほども言われましたように、これはきちんとしたことが書いてありますので、自分のところで売っている商品が、亜鉛の含まれている量がこの範囲にちゃんと収まっているのであれば、積極的に栄養機能食品というふうに名乗るということを私の方からも強く指導していきたいと思いますし、業界の方でもそういった製品を見かけられたら是非、栄養機能食品という形で販売するように、というのを指導していただければというふうに思います。以上でございます。

○石見座長 ありがとうございます。それでは佐々木構成員お願いいたします。

○佐々木構成員 こういうことをきちんと議論をして、そして公開をして伝えていくということはとても大切だと思います。そして消費者庁ですので、消費者のために、私たちは何をすべきであるのかということを取りまとめて、そして形にできたというふうに考えております。構成員の皆様、それから消費者庁の事務局の方、本当にありがとうございました。そして、今日個人的な事情で石見先生に座長を替わっていただきました。ありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございます。それでは川久保構成員お願いいたします。

○川久保構成員 JAOHFA の川久保でございます。昨年と今回の検討会に出席させていただきました。非常に貴重な機会だったかなと思います。専門家の皆様とこうやって率直な意見交換もできましたし、今日の話だけでも、吉田参考人から教えていただいたことについても、気づきをたくさんいただきました。どれだけ有用なものがあるのかとか、注意喚起の意味がどうだとかいうところもしっかりと理解をすることができました。先ほども申しましたが、この栄養機能食品につきましては、やっぱり国民にちゃんと栄養素の必要性、機能を伝えるためのソリューションだと思っています。これが第1回の時に、あまり使用されていないという、割合としては低いという問題はあると思います。これはやっぱり問題あるんです。使いにくい、商品が出にくいっていう話というのがあります。そこを解決していかないと広まらないというところは、これから議論が必要だと思っています。また、海外に比べるとビタミン・ミネラルの機能を書ける範囲も日本の方が狭いです。その海外とのギャップもこれから検討していく必要もあると思いますし、大事なのはこの栄養素を摂ることで、消費者がどれだけ健康になれるかということだと思いますので、

そこに対してどうするかというところは、皆さんと一緒にこれからも考えていければよいかなというふうに思っています。どうもありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。それでは河野構成員をお願いします。

○河野構成員 昨年と今年この検討に参加させていただきまして本当にありがとうございました。専門の先生の方からいろいろお話を伺って、大変勉強になりました。栄養機能食品に関しまして、事業者視点の意見は、ほぼほぼ川久保構成員に意見を申しただきまして、ありがとうございます。改めて私としましても消費者のリテラシー向上というところとそういう機会等につきましては、改めてお願いしたいと思います。併せて事業者としましても、この栄養機能食品の理解、活用を向上させていければと思います。本当にどうもありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。郷野構成員お願いいたします。

○郷野構成員 まず消費者は保健機能食品の中の栄養機能食品の位置付けや、意味合いを理解していない場合が多いと感じます。名前の似ている栄養補助食品との混同も大いに懸念されるところだと思っています。こういった、制度の理解が十分とは言えないという現状を踏まえて、表示と併せて消費者への情報提供・教育の充実も重要だと思っています。先ほど川久保構成員から、消費者のリテラシーを上げるだけではなく、事業者も、という心強いお言葉をいただきました。消費者、事業者、専門家の皆様と一緒にリテラシーを上げていくために、私たち消費者団体も学びの場を提供する、発信を続けるといったことで、貢献していきたいと思っています。以上です。

○石見座長 ありがとうございました。それでは村尾構成員お願いいたします。

○村尾構成員 いろいろとありがとうございました。私もどちらかというと小売業の方なので、販売するほうでお客様が一番近いところで接する、そういう業界なのですが、皆さんがおっしゃったように、これだけきちんとした情報を持って、それをきちんと使えるということに対しての販売するほうとしてのリスクというか、そういうものもあって、これがどういうふうに伝わるかということは、一番の問題かなと思ってまして、こうやって精査されていることが、正確な情報として、また消費者の方に伝わる、その伝わり方が我々にとって非常に大きな課題というか問題だなと思っていました。こういった情報が一人一人によって、大事なことで千差万別にあって、それをその人なりに理解しなきゃいけないという意味では、大変伝える難しさはあると思うのですが、それも含めて、生活自体にこういったことを咀嚼して、自分のために使えるということは、生活の中に入

っていくための仕組みって必要なとは思って、その中に小売業もうまく活用、もしくは我々としても情報発信できたらいいなとはこの2年で思いました。ありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。森田構成員お願いいたします。

○森田構成員 今回は参加させていただきましてありがとうございます。消費者から見ると、やはり栄養機能食品というのは分かりにくいということ、認知度が低いということがあると思います。一方で、消費者はビタミン、ミネラルが大好きで、ビタミンと書いてあるともうそれだけでいい感じという、そういうふうな消費者思考がありますので、ビタミンのそれぞれがどういうことをやっているのかということも、よく知っている国民性だということも聞いたことがあります。それを考えてか、最近「1日分のビタミン〇〇」というのがすごく増えていて、例えば機能性表示食品にも「1日分のビタミン〇〇」と書いてあるものが結構出てきている。機能性表示食品はそもそもビタミンの機能性をうたえないのですが、そこでビタミンとかミネラルを加えているものがあると、消費者からすると、ますますその制度が分からなくなる。機能性表示食品でビタミンと書いてあるとまるでそれを強化しているように見えてしまうような、そういう問題もあると思います。そういったそのビタミン、ミネラルを強化している食品ですとか、栄養補助食品とか今すごく多くて、栄養機能食品に書いてある過剰摂取に注意をなさいと、一日摂取目安量を守ってくださいという一番大事な情報は、栄養機能食品しか書いていないということがすごく残念な状況だなというふうに思っています。なので、栄養機能食品単独のリスクコミュニケーションなのですけども、現状として、そういった「1日分のビタミン〇〇」が多すぎるというふうに思っているのも、そこも含めて、食生活の中でそういったビタミンとかミネラルを摂りすぎないということを、やはり再度、今後はサプリメントなんかの検討もあると思いますので、そういうところも含めて是非、消費者に伝えていっていただきたいなというふうに思っています。

○石見座長 ありがとうございました。それではウェブで御参加の坂口構成員お願いいたします。

○坂口構成員 ありがとうございます。淑徳大学の坂口でございます。2年間ありがとうございました。また本日は途中からの参加となり申し訳ございませんでした。今回の検討により栄養機能食品が対象とする栄養成分について、最新の知見を踏まえ、丁寧に再確認ができたということは、大変意義があったというふうに思っております。その上でコメントをさせていただきたいと思います。まず栄養機能食品はある特定の栄養素の機能が注目されがちだと思います。しかし、様々な栄養素をまずはバランスよくしっかり摂るとい

うことが重要であるということであって、そうした基本的な部分の理解、実践の上で、栄養機能食品を賢く活用できるようにしていかなければいけないというふうに改めて感じております。その観点から言いますと、今回全ての栄養素に共通する注意事項として、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。」という表示が引き続き表示されることになったというのは非常に重要なポイントだと思いますし、また、今回の議題にはなっておりませんでしたけれども、もう一つ「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」という文言も義務表示になっているという点は、とても重要なことだと思っております。ということで、私自身は教育研究や管理栄養士養成に携わる立場として参画させていただきましたけれども、栄養機能食品の制度そのものや、その普及啓発はもちろんなのですけれども、その土台の部分があってこそ栄養機能食品が更に輝くというふうに思いますので、しっかりとその土台の部分も合わせて教育、普及啓発をしてまいりたいと思っております。以上になります。ありがとうございました。

○石見座長 坂口構成員ありがとうございました。それでは最後に私から一言申し上げます。この検討会に参加させていただきありがとうございました。栄養機能食品は、先ほど森田構成員からもありましたように、栄養成分の機能を表示することができます。そして、保健機能食品の中でも最もエビデンスレベルが高い食品カテゴリーということで、まずこのことについて、私たちももう一回認識を深めなければいけないと思いました。また、一方で、先ほど川久保構成員から御指摘ありましたように、栄養成分の機能表示をしなければ上限値・下限値制限がないというような状況もある。また、栄養機能食品と書いて、ビタミン、ミネラルの成分を含んでいるのですけれども、その他の健康食品で使われるような成分も入っている場合があるということで、こういうまだまだ注意しなければいけない点もあるということでございます。今回 25 年ぶりに制度が改正されるということで、さらに産官学、それから栄養士会様も含めて全員で消費者の皆さんに周知していく、そして消費者庁ももちろんですけれども、全員で周知していくということ、また産業界におかれましても良い点、悪い点、是非、御議論いただいて、更に良い制度になったらというふうに考えております。今回は座長を仰せつかりましてありがとうございました。以上でございます。それでは事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。皆様、本日はありがとうございました。後日メールで議事録の確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、今回の議事録については、後日、消費者庁ウェブサイトにて掲載されます。それでは、消費者庁井上審議官より閉会の御挨拶を申し上げます。井上審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上審議官 栄養機能食品に関する検討会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。まずは石見座長におかれましては、今日、急遽座長をお引き受けいただきまして本当にありがとうございました。今年度は石見座長、そして昨年度は佐々木座長の両座長をはじめとしまして、構成員の皆様、そして参考人の皆様には栄養機能食品の在り方について熱心に御議論いただきまして、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。まず昨年度の検討会におきましては、栄養機能食品における栄養成分の上限値・下限値、それから機能の文言について御議論いただき、今年度の検討会におきましては、摂取をする上での注意事項について御議論をいただいたところでございます。特に機能の文言及び摂取をする上での注意事項は、栄養機能食品の制度創設以来、初めての全体的な見直しということになりますので、構成員の皆様、参考人の皆様には本制度が最新のエビデンスに基づいたものとなるよう慎重かつ精力的な御検討をいただいたと思っております。本当にありがとうございました。今後は、先ほどの説明にもありましたように、本日いただきました御意見も参考にしつつ、食品表示基準の改正に向けて、必要な手続を進めてまいります。また、消費者庁としましては、今後も本制度の周知や普及啓発に関係の皆様としっかり連携をして取り組んでまいりたいと考えております。最後になりますが、構成員の皆様、そして参考人の皆様におかれましては、今後とも御指導・御助言を賜りますよう、改めてよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局 井上審議官ありがとうございました。石見座長にお返しいたします。

○石見座長 以上を持ちまして、令和8年度第1回栄養機能食品に関する検討会を閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。